

## 【公開版】

日本原燃株式会社	
資料番号	保)濃縮個別 03 R2
提出年月日	2022年6月6日

### 保安規定審査基準との整合性に係る補足説明資料

<新規の場合>

本資料は、【保)濃縮個別 03 R1】の改訂版 (R2) である。

改訂内容を以下に示す。

○添付の整理表において、主となる改正箇所を囲み枠で示すとともに、審査基準への該当説明を追加

※【保)濃縮個別 03 R1】からの変更した部分を緑字にて示す。

■ : 商業機密の観点から公開できない箇所

## 目 次

- 1. 概要..... 1
- 2. 保安規定審査基準との整合性に係る説明..... 1

添付 加工施設における保安規定の審査基準と加工施設保安規定変更内容の整理表

## 1. 概要

本資料は、ウラン濃縮加工施設保安規定と「加工施設における保安規定の審査基準（改正 令和2年2月5日 原規規発第2002054号-7 原子力規制委員会決定）」（以下「保安規定審査基準」という。）との整合性について説明するものである。

## 2. 保安規定審査基準との整合性に係る説明

今回の保安規定における各条文、図表（今回変更のない事項も含む）について、保安規定審査基準との整合性を添付に示す。

なお、保安規定変更認可申請における「2. 変更の理由」のうち「(4) 記載の適正化」を除く。

加工施設における保安規定の審査基準と加工施設保安規定変更内容の整理表

加工施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文	審査基準への該当説明
<p>加工事業者は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第22条第1項の規定に基づき、工場又は事業所ごとに保安規定を定め、加工施設の設置の工事に着手する前に原子力規制委員会の認可を受けることが義務付けられている。</p> <p>これを受け、認可を受けようとする加工事業者は、核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和41年総理府令第37号。以下「加工規則」という。）第8条第1項各号において規定されている事項について定め、申請書を提出することが求められている。</p> <p>申請書を受理した原子力規制委員会は、加工事業者から申請された保安規定について、原子炉等規制法第22条第2項に定める認可要件である</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子炉等規制法第13条第1項若しくは第16条第1項の許可を受けたところ又は同条第2項の規定により届け出たところによるものでないと認められないこと</li> <li>・核燃料物質による災害の防止上十分でないことと認められないことを確認するための審査を行うこととしている。</li> </ul> <p>したがって、保安規定の審査における基準を明確にする観点から、保安規定の認可の審査に当たって確認すべき事項を次のとおり定める。</p> <p>ただし、加工規則第8条第1項各号において定められている事項の中には、設置の工事に着手する段階で定めることが困難であり、かつ、これらをその段階で定めていなくても災害の防止上支障がない事項が存在することから、核燃料物質を初めて工場又は事業所に搬入するまでの間において適用される保安規定の審査に当たっては、これらの事項を定める時期が設定されていること及びその時期までにこれらの事項を定めることにより、災害の防止上支障がないものと認められることを審査において確認することとする。</p>	<p>凡例</p> <p><u>(赤字下線)</u>：変更する条文、図表</p> <p><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(囲み枠)</span>：当該条文、図表の主となる改正箇所を示す。なお、記載の削除箇所が不明確な条文は斜体字にて削除箇所を示す。</p> <p><span style="background-color: yellow;">(青字黄色網掛け)</span>：補正内容を示す。</p> <p>※第〇号 X.：複数の保安規定審査基準に該当する条文について変更がある場合は、関連性が高い条文に対応した箇所に変更内容を記載し、これ以外の箇所には変更内容を記載した号番号を「※第〇号 X.」により示す。</p>	
加工規則第8条第1項第1号 関係法令及び保安規定の遵守のための体制	—	
<p>1. 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについては、保安規定に基づき、要領書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが定められていること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。</p>	<p>第3条（規定の遵守）</p> <p>第4条（関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上）</p> <p>第6条（品質マネジメントシステム計画）</p>	
<p>2. 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実にを行うため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。</p>	<p>第3条（規定の遵守）</p> <p>第4条（関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上）</p>	

加工施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文	審査基準への該当説明
	第6条（品質マネジメントシステム計画）5 経営責任者等の責任	
加工規則第8条第1項第2号 品質マネジメントシステム	—	
<p>1. 品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）については、原子炉等規制法第13条第1項又は第16条第1項の許可（以下単に「許可」という。）を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号。以下「品質管理基準規則」という。）及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈（原規規発第1912257号-2（令和元年12月25日原子力規制委員会決定）。以下「品質管理基準規則解釈」という。）を踏まえて定められていること。</p>	第6条（品質マネジメントシステム計画）1～8、図1、図2、表2	
<p>2. 具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、加工施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。</p>		
<p>3. その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。</p>		
<p>4. 手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。</p>	第6条（品質マネジメントシステム計画）図2 品質マネジメントシステムの文書の構成概念図	
<p>5. 内部監査の仕組みについては、許可を受けたところにより、重大事故に至るおそれのある事故（設計基準事故を除く。）又は重大事故（以下「重大事故等」と総称する。）が発生しないと評価された場合においては、品質管理基準規則第46条第1項及び品質管理基準規則解釈第46条1の規定に基づき、内部監査の対象に関与していない要員に実施させることとしてもよい。</p>	第6条（品質マネジメントシステム計画）8 評価及び改善	
加工規則第8条第1項第3号 加工施設の操作及び管理を行う者の職務及び組織	—	
<p>1. 加工施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。</p>	<p>第7条（保安に関する組織）</p> <p>別図1（保安に関する組織）（第7条関係）【省略】</p>	<p>○別図1は、品質・保安会議議長の変更に伴い、安全・品質本部副本部長を保安に関する組織に追加したものであることから、本審査基準に該当する。</p>

加工施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文	審査基準への該当説明
	<p>(職務)</p> <p>第8条 各職位は、この規定に基づき定める保安に関する文書に基づき、保安に関する職務を遂行する。</p> <p>2 前条に定める職位の職務は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 安全・品質本部長は、社長が行う品質マネジメントシステムに係る業務の補佐（事業部長及び調達室長が行う品質マネジメントシステムに係る活動が適切に実施されることへの支援を含む。）<u>品質・保安会議の運営に係る業務及び加工の事業に係る役員への安全に係る教育</u>を行うとともに、所管する業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。</p> <p><u>(6) 安全・品質本部副本部長は、前号に定める安全・品質本部長の所管する業務を補佐する。</u></p> <p>(7)～(8) (略)</p> <p><u>(9) ウラン濃縮工場長（以下「工場長」という。）</u>は、濃縮運転部長、濃縮保全部長及び放射線管理部長の所管する保安に関する業務を統括するとともに、使用前事業者検査及び定期事業者検査に関する業務を統括する。</p> <p><u>(10) 濃縮運転部長は、</u>運営管理課長、運転管理課長及び警備課長を指揮し、運営管理課長、運転管理課長及び警備課長の所管する保安に関する業務を統括する。 ただし、第<u>14</u>号に定める職務のうち、核燃料取扱主任者の職務の補佐に関する業務を除く。</p> <p><u>(11)～(13)</u> (略)</p> <p><u>(14) 運営管理課長は、</u>以下に関する業務を行うとともに、核燃料取扱主任者の指揮の下で第10条に定める核燃料取扱主任者の職務を補佐する。 ただし、運転管理課長が所管する非常時の措置に関する業務は除く。</p> <p>① この規定の変更</p> <p>② 消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動（以下「初期消火」という。）を含む火災<u>が発生した場合（以下「火災発生時」という。）</u>における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備</p> <p>③ 加工施設において地震、竜巻、火山（降灰）、<u>溢水、積雪、化学物質の放出、台風等の自然災害等</u>が発生した場合（以下「自然災害等発生時」という。）における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備</p> <p>④ 重大事故に至るおそれがある事故及び大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他テロリズムによる加工施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。）<u>が発生した場合（以下「重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時」という。）</u>における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備</p> <p>⑤ 非常時の措置</p> <p>⑥ 保安教育の実施計画</p> <p><u>⑦ 加工施設の定期的な評価</u></p> <p><u>(15)～(23)</u> (略)</p> <p><u>(24) 別表1に示す施設の管理を担当する課長（以下「管理担当課長」という。）</u>は、施設の管</p>	<p>○第8条第2項第5号は、役員への安全に係る教育の実施責任者の変更に伴い、安全・品質本部長の職務に規定したものであることから、本審査基準に該当する。</p> <p>○第8条第2項第6号は、品質・保安会議議長等の変更に伴い、安全・品質本部副本部長を同会議の委員とするため職務に規定したものであることから、本審査基準に該当する。</p>

加工施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文	審査基準への該当説明
	<p>理に係る業務を行う。</p> <p>また、同表に示す施設の<u>点検、工事等</u>を担当する課長（以下「<u>点検、工事等</u>担当課長」という。）は、施設の<u>点検、工事等</u>に係る業務を行う。</p> <p><b>別表 1（施設の管理及び点検、工事等に関する業務の担当課長）（第 8 条関係）【省略】</b></p>	<p>○別表 1 は、新設した設備の追加に伴い、同設備の所掌の明確化及びモニタリングポストの<u>点検、工事等</u>担当課長を変更したものであり、職務内容の変更であることから、本審査基準に該当する。</p>
加工規則第 8 条第 1 項第 4 号 核燃料取扱主任者の職務の範囲等	—	
1. 加工施設の核燃料物質の取扱いに関し、保安の監督を行う核燃料取扱主任者の選任について定められていること。	第 9 条（核燃料取扱主任者の選任）	
2. 核燃料取扱主任者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするため、原子炉等規制法第 2 2 条の 4 第 1 項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容（加工設備の操作に従事する者は、核燃料取扱主任者が保安のために行う指示に従うことを含む。）について適切に定められていること。また、核燃料取扱主任者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。	<p>第 6 条（品質マネジメントシステム計画）5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>第 9 条（核燃料取扱主任者の選任）</p> <p>第 10 条（核燃料取扱主任者の職務等）</p> <p><u>第 11 条（品質・保安会議の審議事項、構成等）※第 6 号 7.</u></p> <p>第 12 条（濃縮安全委員会の審議事項、構成等）</p>	
3. 特に、核燃料取扱主任者が保安の監督に支障を来すことがないよう、上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、必ずしも加工施設の保安組織から核燃料取扱主任者が独立していることが求められるものではない。	第 9 条（核燃料取扱主任者の選任）第 3 項	
加工規則第 8 条第 1 項第 5 号 保安教育	—	
1. 加工施設の操作及び管理を行う者（役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。）について、保安教育実施方針が定められていること。	<p>第 87 条（保安教育）</p> <p>別表 31（社員等への保安教育実施方針）</p> <p>別表 32（請負事業者等への保安教育実施方針）</p>	
2. 従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。	<p><u>第 21 条の 2（火災発生時の体制の整備）※第 14 号 1.</u></p> <p><u>別表 4 の 2（初期消火活動に係る設備等）※第 14 号 1.</u></p> <p><u>添付 1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）※第 14 号 1.</u></p>	
3. 従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。	<p><u>第 21 条の 3（自然災害等発生時の体制の整備）※第 14 号 1.</u></p> <p><u>添付 1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）※第 14 号 1.</u></p>	
4. 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起ささないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。	<p>第 21 条の 4（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の体制の整備）</p> <p><u>添付 2（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準）※第 14 号 1.</u></p>	



加工施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文	審査基準への該当説明
加工規則第8条第1項第6号 加工施設の操作を行う体制、確認すべき事項、異状があった場合の措置等	—	
1. 加工施設の操作に必要な操作員の確保について定められていること。	第15条（操作員の確保）	
2. 加工施設の操作及び管理に係る組織内規程類を作成することが定められていること。	第14条（加工施設の使用） 別表2（加工施設） 第15条（操作員の確保） 第16条（巡視点検） <u>別表3（巡視点検を行う設備等）※第6号5.</u> 第17条（操作上の一般事項） 第18条（引継） 第19条（資機材等の管理） 第20条（UF <sub>6</sub> サンプルの管理） 第21条（分析室におけるウランの取扱） <u>別表4（分析室のフード等の最大取扱ウラン量）※第6号3.</u> 第22条（保安上特に管理を必要とする設備） <u>別表5（保安上特に管理を必要とする設備）※第6号5.</u> <u>第23条（臨界安全管理）※第6号3.</u> 別表6（濃縮度制限値） 別表7（濃縮ウランを収納又は充填する設備及び容器） 別表8（ドラム缶仕様及び使用済みNaF、スラッジ及び分析沈殿物中の最大ウラン含有量） <u>別表9（少量のウランを取扱う設備における最大取扱ウラン量）※第6号3.</u> <u>第24条（漏えい管理）※第6号5.</u> 別表10（NaF仕様値） <u>第25条（均質槽において核燃料物質を大気圧以上で取扱う場合の措置）※第6号5.</u> 第26条（過充填防止） 別表11（最大充填量） 第27条（熱的制限） 別表12（加熱時温度管理値） 第28条（吊上げ高さ制限） 別表13（吊上げ高さ制限値） <u>第29条（異常時の措置）※第6号3.</u> 第30条（異常時における設備の手動による作動）	
3. 核燃料物質の臨界管理について定められていること。	第17条（操作上の一般事項） 第21条（分析室におけるウランの取扱） <u>別表4（分析室のフード等の最大取扱ウラン量）（第21条関係）【省略】</u>	○別表4は、事業変更許可・設工認の反



加工施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文	審査基準への該当説明
	<p>(臨界安全管理)</p> <p>第 23 条 運営管理課長は、別表 6 に定める濃縮度制限値以上とならないようにするため、あらかじめ [ ] によるカスケード設備の運転条件を定め、事業部長の承認を得た上で運転管理課長に通知する。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>2 事業部長は、前項の承認を行うに当たっては、濃縮安全委員会に <u>諮問し</u>、核燃料取扱主任者の確認 <u>を受ける</u>。</p> <p>3～8 (略)</p> <p>9 運転管理課長は、<u>ANSI 又は ISO 規格 30B (製品シリンダ)</u> 及び中間製品容器を洗缶する場合は、当該容器内の核燃料物質が 16kg-U 以下であることを確認する。</p> <p>10～11 (略)</p> <p>別表 6 (濃縮度制限値)  別表 7 (濃縮ウランを収納又は充填する設備及び容器)  別表 8 (ドラム缶仕様及び使用済み NaF、スラッジ及び分析沈殿物中の最大ウラン含有量)  <u>別表 9 (少量のウランを取扱う設備における最大取扱ウラン量) (第 23 条関係) 【省略】</u></p> <p>(異常時の措置)</p> <p>第 29 条 加工施設の操作に関し異常を発見した者は、直ちに必要な応急措置を講じるとともに、管理担当課長に通報する。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 運転管理課長は、新型遠心機を含むカスケード設備の [ ] <u>(運転条</u>  <u>件の記載削除)</u> [ ] による濃縮度管理インターロックの機能又は、濃縮度測定装置による濃縮度管理インターロックの機能が喪失した場合には、直ちに生産を停止するとともに、事業部長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>5 (略)</p> <p><u>第 32 条 (核燃料物質の取扱い) ※第 11 号 1.</u>  <u>第 33 条 (核燃料物質の貯蔵) ※第 11 号 1.</u></p>	<p>映に伴い、分析室のフード等の最大取扱ウラン量を変更したものであり、臨界管理として実施している少量ウランの管理に係る変更であることから、本審査基準に該当する。</p> <p>○第 23 条第 1 項は、濃縮度管理インターロックの改造に伴い、同インターロックに係る運転条件の一部を削除したものであり、臨界管理として実施している濃縮度管理の変更であることから、本審査基準に該当する。</p> <p>○別表 9 は、事業変更許可・設工認の反映に伴い、分析室のフード等の最大取扱ウラン量の変更したものであり、臨界管理として実施している少量ウランの管理に係る変更であることから、本審査基準に該当する。</p> <p>○第 29 条第 4 項は、濃縮度管理インターロックの改造に伴い、同インターロックに係る運転条件の一部を削除したものであり、臨界管理として実施している濃縮度管理の変更であることから、本審査基準に該当する。</p>
4. 操作員の引継時に実施すべき事項について定められていること。	第 18 条 (引継)	
5. 加工設備の操作前及び操作後に確認すべき事項並びに操作に必要な事項について定められていること。	第 14 条 (加工施設の使用) 別表 2 (加工施設) 第 16 条 (巡視点検)	

加工施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文	審査基準への該当説明
	<p><b>別表3 (巡視点検を行う設備等) (第16条関係) 【省略】</b></p> <p>第17条 (操作上の一般事項)  第19条 (資機材等の管理)  第20条 (UF<sub>6</sub>サンプルの管理)  第21条 (分析室におけるウランの取扱)</p> <p><b>別表4 (分析室のフード等の最大取扱ウラン量) ※第6号3.</b></p> <p>第22条 (保安上特に管理を必要とする設備)</p> <p><b>別表5 (保安上特に管理を必要とする設備) (第22条関係) 【省略】</b></p> <p><b>第23条 (臨界安全管理) ※第6号3.</b></p> <p>別表6 (濃縮度制限値)  別表7 (濃縮ウランを収納又は充填する設備及び容器)  別表8 (ドラム缶仕様及び使用済みNaF、スラッジ及び分析沈殿物中の最大ウラン含有量)  <b>別表9 (少量のウランを取扱う設備における最大取扱ウラン量) ※第6号3.</b></p> <p>(漏えい管理)</p> <p>第24条 運転管理課長は、濃縮施設を操作する場合は、次の事項を遵守し、核燃料物質の漏えいがないようにする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) <b>ANSI又はISO規格48Y (原料シリンダ又は廃品シリンダ)、ANSI又はISO規格30B (製品シリンダ又は廃品シリンダ)</b> (以下「UF<sub>6</sub>シリンダ」という。)、中間製品容器、付着ウラン回収容器及びNaF等の取付け、取外しを行う場合は、取外しの前及び取付けの後に核燃料物質の漏えいの有無を確認する。</p> <p>(4) (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 運転管理課長は、<b>気体廃棄物の廃棄設備</b>の通常運転時において、必要な負圧を <b>19.6Pa 以上 (負圧を維持する第1種管理区域の気圧と基準点となる第2種管理区域又は非管理区域との気圧の差圧)</b> に維持する。</p> <p>ただし、別図2に示すモニタエリア (モニタ室) 又は前室において扉又はシャッターを開放した場合を除く。</p> <p>5 (略)</p> <p><b>6 運転管理課長は、分析室のフード等にて核燃料物質等を使用する場合は、フード開口部の面速が0.5m/s以上であることを確認する。</b></p> <p><b>なお、設計基準事故等*により空調機能や電源等を喪失した場合は、分析室のフード等での作業を停止する。</b></p> <p><b>*:この規定において、「設計基準事故等」とは、設計基準事故及び設計基準事故に至るまでの間に想定される事象並びに重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊をいう。</b></p> <p>別表10 (NaF仕様値)</p>	<p>○別表3は、設備の新設等に伴い、HFセンサー、核燃料物質の検査設備 (分析ダクト)等を巡視点検を行う設備として追加したものであり、加工施設の操作に必要な事項の変更であることから、本審査基準に該当する。</p> <p>○別表5は、設備の新設等に伴い、HFセンサー等の新設した設備の追加及び設備選定の考え方の見直しに伴い、保安上特に管理を必要とする対象設備を変更するものであり、加工施設の操作に必要な事項の変更であることから、本審査基準に該当する。</p> <p>○第24条第6項は、事業変更許可・設工認の反映に伴い、分析室のフード等の使用時の面速確認等を追加したものであり、加工施設の操作に必要な事項の変更であることから、本審査基準に該当する。</p>

加工施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文	審査基準への該当説明
	<p>(均質槽において核燃料物質を大気圧以上で取扱う場合の措置)</p> <p>第 25 条 事業部長は、次に掲げる均質槽において核燃料物質を大気圧以上で取扱う操作（以下「液化」という。）を行う場合の措置を含む第 6 条の表 1 に掲げる文書（「加工施設 運転総括要領」）を承認し、各職位に実施させる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 事業部長は、前号の承認を行うに当たっては、濃縮安全委員会に<u>諮問し</u>、核燃料取扱主任者の確認<u>を受ける</u>。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 運転管理課長は、均質槽において液化を行う場合は、均質槽からの核燃料物質の漏えいにより放射線業務従事者が直接曝露することを防止するため、<u>(措置の記載削除)</u> 立ち入り禁止区域を設定する。</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>(8) 運転管理課長は、均質槽において液化を行う場合は、均質槽の監視を強化する。</p> <p>第 26 条 (過充填防止)</p> <p>別表 11 (最大充填量)</p> <p>第 27 条 (熱的制限)</p> <p>別表 12 (加熱時温度管理値)</p> <p>第 28 条 (吊上げ高さ制限)</p> <p>別表 13 (吊上げ高さ制限値)</p> <p><u>第 29 条 (異常時の措置) ※第 6 号 3.</u></p> <p>第 30 条 (異常時における設備の手動による作動)</p>	<p>○第 25 条第 1 項第 4 号は、均質槽防護カバーを常設化することに伴い、液化中の均質槽周りをシート(脱着式の簡易カバー)で囲う等の措置を削除したものであり、加工施設の操作に必要な事項の変更であることから、本審査基準に該当する。</p>
<p>6. 地震、火災等の発生時に講ずべき措置について定められていること。</p>	<p><u>第 29 条 (異常時の措置) ※第 6 号 3.</u></p> <p>第 30 条 (異常時における設備の手動による作動)</p> <p><u>第 21 条の 2 (火災発生時の体制の整備) ※第 14 号 1.</u></p> <p><u>添付 1 (火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準) ※第 14 号 1.</u></p> <p><u>第 21 条の 3 (自然災害等発生時の体制の整備) ※第 14 号 1.</u></p> <p><u>添付 1 (火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準) ※第 14 号 1.</u></p>	
<p>7. 加工施設の保安に関する重要事項及び加工施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項について定められていること。</p>	<p>(品質・保安会議の審議事項、構成等)</p> <p>第 11 条 品質・保安会議は、次の各号に定める事項について、保安に係る基本方針を全社的観点から審議する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 第 8 条に基づく加工の事業に係る役員等への安全に係る教育の実施計画</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p>	<p>○第 11 条第 1 項第 4 号は、役員への安全に係る教育の実施責任者の変更に伴い、教育の実施計画を審議事項とし</p>

加工施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文	審査基準への該当説明
	<p>2 品質・保安会議は、<b>安全・品質本部長</b>を議長とし、<b>安全・品質本部副本部長</b>、事業部長、濃縮安全・品質部長、核燃料取扱主任者のほか、社長が選任する委員をもって構成する。</p> <p>3 第1項の審議に係る品質・保安会議の運営は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 会議は、<b>安全・品質本部副本部長</b>、事業部長、濃縮安全・品質部長、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。</p> <p>ただし、委員が出席できない場合は、委員が指名した代理者（核燃料取扱主任者においては代行者）を出席させることができる。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 会議の審議事項であって緊急に処理する必要があり、かつ、会議の開催が困難な場合は、<b>安全・品質本部副本部長</b>、事業部長、濃縮安全・品質部長、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の持ち回りにより会議の審議に替えることができる。</p> <p>(4) (略)</p> <p>4～5 (略)</p> <p><b>(削除)</b></p> <p>第12条（濃縮安全委員会の審議事項、構成等） 第13条（安全・品質改革委員会の審議事項、構成等）</p>	<p>て明確化したものであることから、本審査基準に該当する。</p> <p>○第11条第2項、第3項、品質・保安会議議長の変更に伴い、安全・品質本部副本部長を同会議の委員とするため、委員構成を変更するものであることから、本審査基準に該当する。</p> <p>○第11条第6項は、役員への安全に係る教育の実施責任者の変更に伴い、第8条の安全・品質本部長の職務に規定したものであり、会議運営の変更であることから、本審査基準に該当する。</p>
加工規則第8条第1項第7号 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等	—	
1. 管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。	<p>第54条（管理区域）</p> <p><b>別図2（管理区域図）（第45、49、54、55条関係）【省略】</b></p>	<p>○別図2は、モニタエリアのレイアウト変更に伴い、第1種管理区域として設定している区画の一部を変更したものであることから、本審査基準に該当する。</p>
2. 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びそれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。	第55条（管理区域の区域区分）	
3. 管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。	第56条（管理区域内の特別措置）	
4. 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。	第58条（管理区域への出入管理）	
5. 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。	<p>第58条（管理区域への出入管理）</p> <p>別表22（身体及び身体に着用している物の表面密度）</p>	



加工施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文	審査基準への該当説明
6. 管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。	第 57 条 (飲食及び喫煙の禁止) 第 58 条 (管理区域への出入管理) 第 6 項、第 7 項 第 62 条 (作業に伴う放射線管理) 第 63 条 (均質槽において核燃料物質を大気圧以上で取扱う場合の措置)	
7. 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。	第 67 条 (物品の移動) 第 68 条 (事業所において行われる運搬) 別表 29 (物品等の移動に係る基準)	
8. 保全区域を明示し、保全区域についての管理措置が定められていること。	第 59 条 (保全区域) 別図 3 (保全区域及び周辺監視区域図)	
9. 周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。	第 60 条 (周辺監視区域) 別図 3 (保全区域及び周辺監視区域図)	
10. 役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。	第 57 条 (飲食及び喫煙の禁止) 第 58 条 (管理区域への出入管理) 第 6 項、第 7 項 第 62 条 (作業に伴う放射線管理) 第 63 条 (均質槽において核燃料物質を大気圧以上で取扱う場合の措置)	
加工規則第 8 条第 1 項第 8 号 排気監視設備及び排水監視設備	—	
1. 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。  2. これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、第 16 号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るものの使用方法については、施設全体の管理方法の一部として、第 10 号における放射線測定器の管理及び放射線測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。	第 47 条 (放射性液体廃棄物) <u>第 51 条 (放射性気体廃棄物) ※第 9 号 9.</u> 別表 20 (放射性廃棄物の測定項目及び測定頻度) 別表 21 (放出管理用計測器の種類等) 第 66 条 (放射線測定器類の管理) <u>別表 28 (放射線測定器類) ※第 10 号</u>	
加工規則第 8 条第 1 項第 9 号 線量、線量当量、汚染の除去等	—	
1. 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置 (個人線量計の管理の方法を含む。) が定められていること。	第 61 条 (線量の評価及び通知) 別表 23 (放射線業務従事者の線量の評価項目及び頻度) 別表 24 (放射線業務従事者の線量限度) 別表 25 (緊急作業期間中における緊急作業従事者の線量限度) 別表 26 (緊急作業期間中における緊急作業従事者の線量の評価項目及び頻度) 第 66 条 (放射線測定器類の管理) <u>別表 28 (放射線測定器類) ※第 10 号</u>	

加工施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文	審査基準への該当説明
2. 国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（as low as reasonably achievable。以下「ALARA」という。）の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。	第53条（放射線管理に係る基本方針） 第61条（線量の評価及び通知） 第62条（作業に伴う放射線管理）	
3. 加工規則第7条の2の9に基づく床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。	第64条（床、壁等の除染）	
4. 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。	<u>第65条（線量当量等の測定）※第9号9.</u> 別表27（管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等の測定）	
5. 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。	第67条（物品の移動） <u>第32条（核燃料物質の取扱い）※第11号1.</u> 第68条（事業所において行われる運搬） 別表29（物品等の移動に係る基準）	
6. 核燃料物質等（新燃料及び放射性固体廃棄物を除く。）の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）が定められていること。なお、この事項は、第11号又は第12号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	<u>第31条（核燃料物質等の受入れ、払出し）※第11号2.</u> 第69条（事業所外への運搬） 別表29（物品等の移動に係る基準） 第70条（原料ウランを納めた輸送物の運搬）	
7. 原子炉等規制法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第12号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	原子炉等規制法第61条の2の対象はない。	
8. 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1））を参考として定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第12号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	第46条（放射性廃棄物でない廃棄物の管理）	
9. 汚染拡大防止のための放射線防護上必要な措置が定められていること。	（放射性気体廃棄物） 第51条 運転管理課長及び廃棄物管理課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、次の事項を実施する。 （1）～（5）（略）	

加工施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文	審査基準への該当説明
	<p>(6) <u>運転管理課長は、第4号の測定結果を社員等及び請負事業者等が安全に認識できる場所に表示する。</u></p> <p>第54条（管理区域）  <u>別図2（管理区域図）※第7号1.</u>  第55条（管理区域の区域区分）  第57条（飲食及び喫煙の禁止）  第58条（管理区域への出入管理）  別表22（身体及び身体に着用している物の表面密度）  第62条（作業に伴う放射線管理）  第64条（床、壁等の除染）</p> <p>（線量当量等の測定）  第65条 放射線管理課長は、管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等を別表27に定めるところにより測定する。  2 （略）  3 放射線管理課長は、<u>第1項による</u>管理区域における外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質の濃度及び床、壁等の放射性物質の表面密度について管理区域入口付近に表示する。  4 <u>放射線管理課長は、第1項による周辺監視区域境界付近における外部放射線に係る線量当量の測定結果を社員等及び請負事業者等が安全に認識できる場所に表示する。</u></p> <p>第67条（物品の移動）  第68条（事業所において行われる運搬）  別表29（物品等の移動に係る基準）</p>	<p>○第51条第1項第6号は、当社他施設保安規定との整合を図るため、排気中の放射性物質濃度の測定結果を表示することを追加したものであり、放射線防護上必要な措置の変更であることから、本審査基準に該当する。</p> <p>○第65条第4項は、当社他施設保安規定との整合を図るため、周辺監視区域境界付近における外部放射線に係る線量当量の測定結果を表示することを追加したものであり、放射線防護上必要な措置の変更であることから、本審査基準に該当する。</p>
加工規則第8条第1項第10号 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法	—	
<p>1. 放射線測定器（放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。）の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法（測定及び評価の方法を含む。）が定められていること。</p> <p>2. 放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部等として、第16号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	<p>第47条（放射性液体廃棄物）  <u>第51条（放射性気体廃棄物）※第9号9.</u>  別表20（放射性廃棄物の測定項目及び測定頻度）  別表21（放出管理用計測器の種類等）  <u>第65条（線量当量等の測定）※第9号9.</u>  別表27（管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等の測定）  第66条（放射線測定器類の管理）  <u>別表28（放射線測定器類）（第66条関係）【省略】</u></p>	<p>○別表28は、設備の新設等に伴い、HFセンサ、放射能観測車等の設備の追加及びその所掌を明確化したものであり、放射線測定器の種類、所管箇所の</p>



加工施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文	審査基準への該当説明
		変更であることから、本審査基準に該当する。
<p>加工規則第8条第1項第11号 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵等</p> <p>1. 工場又は事業所内における核燃料物質の運搬及び貯蔵に際して、臨界に達しないようにする措置その他保安のために講ずべき措置を講ずること、貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。</p>	<p>—</p> <p>(核燃料物質の取扱い)</p> <p>第32条 運転管理課長は、加工施設で核燃料物質を運搬する場合は、貯蔵施設の搬送設備又は専用ケースにより取扱う。</p> <p><b>2 運転管理課長は、UF<sub>6</sub>シリンダ類から核燃料物質を発生させる場合は、外観、貯蔵中における異常の有無及びUF<sub>6</sub>シリンダ類内の圧力を確認するほか次の各号に基づき、当該シリンダの健全性を確認する。</b></p> <p><b>(1) ANSI又はISO規格48Y(原料シリンダ)、劣化ウランの詰替えに用いるANSI又はISO規格48Y(廃品シリンダ)並びにANSI又はISO規格30B(製品シリンダ及び廃品シリンダ)は、第39条に定める使用前事業者検査が行われていること。</b></p> <p><b>(2) 中間製品容器は、高圧ガス保安法による検査が行われていること。</b></p> <p><b>(3) 付着ウラン回収容器は、第39条に定める使用前事業者検査が行われていること。</b></p> <p>(核燃料物質の貯蔵)</p> <p>第33条 運転管理課長は、核燃料物質を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 貯蔵施設の <b>ANSI又はISO規格48Y置台(原料シリンダ(充填)又は廃品シリンダ(充填))</b> <b>上若しくはANSI又はISO規格30B置台上</b>に貯蔵すること。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>(5) 貯蔵施設の <b>貯蔵設備</b>付近に貯蔵上の注意事項を掲示すること。</p> <p>2 運転管理課長は、付着ウラン回収設備にて回収した核燃料物質以外の核燃料物質を <b>貯蔵</b>する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <b>貯蔵施設</b>の中間製品容器置台上に <b>貯蔵</b>すること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 中間製品容器の <b>貯蔵</b>数量が、別表14に示す最大 <b>貯蔵</b>数量を超えないこと。</p> <p>(5) <b>貯蔵施設</b>の <b>貯蔵設備</b>付近に <b>貯蔵</b>上の注意事項を掲示すること。</p> <p>3 運転管理課長は、付着ウラン回収設備にて回収した核燃料物質を <b>貯蔵</b>する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <b>貯蔵施設</b>の付着ウラン回収容器置台上 <b>若しくはANSI又はISO規格30B置台上</b>に <b>貯蔵</b>すること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 付着ウラン回収容器の <b>貯蔵</b>数量が、別表14に示す最大 <b>貯蔵</b>数量を超えないこと。</p> <p>(5) <b>貯蔵施設</b>の <b>貯蔵設備</b>付近に <b>貯蔵</b>上の注意事項を掲示すること。</p>	<p>○第32条第2項は、事業変更許可・設工認の反映に伴い、UF<sub>6</sub>シリンダに係る運用変更として貯蔵中のUF<sub>6</sub>シリンダを使用する際の確認項目を追加したものであり、貯蔵等に対する必要な措置の変更であることから、本審査基準に該当する。</p> <p>○第33条第3項第2号は、事業変更許可・設工認の反映に伴い、付着ウラン回収容器の貯蔵場所としてA及びBウラン貯蔵室内のANSI又はISO規格30B置台上に貯蔵することを追加したものであり、貯蔵に対する必要な措置の変更であることから、本審査基準</p>

加工施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文	審査基準への該当説明
	<p>別表 14 (最大貯蔵数量) (第 33 条関係) 【省略】</p> <p>第 34 条 (UF<sub>6</sub> サンプル等の保管)</p> <p>(空シリンダの管理)</p> <p>第 35 条 運転管理課長は、空の UF<sub>6</sub> シリンダを保管する場合は、<u>A ウラン貯蔵室内の ANSI 又は ISO 規格 48Y 置台 (空シリンダ) 上若しくは ANSI 又は ISO 規格 30B 置台 (空シリンダ) 上</u>に保管する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 運転管理課長は、空の付着ウラン回収容器を保管する場合は、2 号発回均質室内の付着ウラン回収容器置台 <u>上若しくは A 又は B ウラン貯蔵室内の ANSI 又は ISO 規格 30B 置台上</u>に保管する。</p> <p>4 運転管理課長は、核燃料物質を空の UF<sub>6</sub> シリンダ類に充填するに先だって、<u>外観、保管中における異常の有無及び UF<sub>6</sub> シリンダ類内の圧力を確認する</u>ほか次の各号に基づき、当該シリンダの健全性を確認する。</p> <p>(1) <u>ANSI 又は ISO 規格 30B (空シリンダ) 及び ANSI 又は ISO 規格 48Y (空シリンダ) は、第 39 条に定める使用前事業者検査が行われていること。</u> (削除)</p> <p>(2) <u>空</u>の中間製品容器は、高圧ガス保安法による検査が行われていること。</p> <p>(3) <u>空</u>の付着ウラン回収容器は、<u>第 39 条に定める使用前事業者検査が行われていること。</u></p> <p>第 68 条 (事業所において行われる運搬)</p> <p>別表 29 (物品等の移動に係る基準)</p>	<p>に該当する。</p> <p>○別表 14 は、事業変更許可・設工認の反映に伴い、付着ウラン回収容器の貯蔵場所として A 及び B ウラン貯蔵室内の ANSI 又は ISO 規格 30B 置台上に貯蔵することを追加したものであり、貯蔵に対する必要な措置の変更であることから、本審査基準に該当する。</p> <p>○第 35 条第 3 項は、事業変更許可・設工認の反映に伴い、空の付着ウラン回収容器の貯蔵場所として A 及び B ウラン貯蔵室内の ANSI 又は ISO 規格 30B 置台上に貯蔵することを追加したものであり、貯蔵に対する必要な措置の変更であることから、本審査基準に該当する。</p> <p>○第 35 条第 4 項は、事業変更許可・設工認の反映に伴い、UF<sub>6</sub> シリンダに係る運用変更として貯蔵中の UF<sub>6</sub> シリンダを使用する際の確認項目を追加したものであり、貯蔵等に対する必要な措置の変更であることから、本審査基準に該当する。</p>
<p>2. 核燃料物質の工場又は事業所の外への運搬に関する行為 (工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。) に関することが定められていること。なお、この事項は、第 9 号又は第 1 2 号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	<p>(核燃料物質等の受入れ、払出し)</p> <p>第 31 条 運営管理課長は、加工施設外から核燃料物質を受入れる場合は、受入検査により保安措置が講じられていることを確認する。</p> <p><u>また、運営管理課長は、ANSI 又は ISO 規格 48Y (原料シリンダ) を受入れる場合は、受入検査により第 39 条に定める使用前事業者検査が行われていることを確認する。</u></p> <p>2 運営管理課長は、加工施設外へ核燃料物質を払出す場合は、払出検査により保安措置が講じられていること及び次に定める事項を確認する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) ANSI 又は ISO 規格 30B (製品シリンダ又は廃品シリンダ) を払出す場合は、第 39 条に定める使用前事業者検査が行われていること。</u></p> <p>3 運営管理課長は、ANSI 又は ISO 規格 30B (空シリンダ) を受入れる場合は、<u>受入検査により保安措置が講じられていること及び第 39 条に定める使用前事業者検査が行われていることを確認する。</u></p>	<p>○第 31 条第 1 項、第 2 項第 5 号、第 3 項は、事業変更許可・設工認の反映に伴い、UF<sub>6</sub> シリンダに係る運用変更として受入・払出時の検査項目を変更したものであり、受払いに対する必要な措置の変更であることから、本審査基準に該当する。</p>

加工施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文	審査基準への該当説明
	第 69 条（事業所外への運搬） 別表 29（物品等の移動に係る基準） 第 70 条（原料ウランを納めた輸送物の運搬）	
加工規則第 8 条第 1 項第 1 2 号 放射性廃棄物の廃棄	—	
1. 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。	第 43 条（仕掛品）  （放射性固体廃棄物） 第 44 条 廃棄物管理課長は、前条第 2 項及び第 49 条第 12 項により搬入された放射性固体廃棄物を別表 16 の放射性固体廃棄物の「 <b>保管廃棄場所</b> 」に搬出するまでの間、次の各号に定める事項を講じた廃棄物前処理室で可燃性及び不燃性の分別並びにドラム缶等の容器への封入を行い、保管する。 また、廃棄物前処理室における放射線防護上の措置について、放射線管理課長と協議する。 (1)～(5) (略) 2～6 (略) 7 廃棄物管理課長は、放射性固体廃棄物をドラム缶等の容器に封入し、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、第 90 条に基づく記録と照合できる整理番号を付した上で、必要により保管した後、別表 16 の放射性固体廃棄物の「 <b>保管廃棄場所</b> 」へ搬出する。 なお、液体と接触し水切りを実施した使用済みの活性炭、樹脂等の放射性固体廃棄物は、プラスチック容器を装填したドラム缶に封入する。 8 廃棄物管理課長は、第 43 条第 2 項及び前項により、別表 16 の放射性固体廃棄物の「 <b>保管廃棄場所</b> 」に搬入された放射性固体廃棄物を保管廃棄する場合は、次の事項に基づき別表 16 に定める保管廃棄能力を超えないことを確認する。 (1) 使用済み NaF 及び分析沈殿物の「 <b>保管廃棄場所</b> 」については、「 <b>B ウラン濃縮廃棄物室</b> 」とする。 (2) 撤去した金属胴遠心機の「 <b>保管廃棄場所</b> 」については、使用済遠心機保管室「 <b>(使用済み遠心機保管エリアの記載削除)</b> 」とする。 (3) 第 1 号及び前号以外の放射性固体廃棄物の「 <b>保管廃棄場所</b> 」については、A ウラン濃縮廃棄物室、B ウラン濃縮廃棄物室、C ウラン濃縮廃棄物室又は D ウラン濃縮廃棄物室とする。 9 廃棄物管理課長は、別表 16 の放射性固体廃棄物の「 <b>保管廃棄場所</b> 」に搬入された放射性固体廃棄物を保管廃棄する場合は、次の各号の措置のほか、核燃料物質の加工の事業に関する規則（以下「加工規則」という。）第 7 条の 8 に規定されている必要な措置を講じ、廃棄前にこれらの実施状況を確認する。 なお、保管廃棄したドラム缶等の容器は、必要に応じて別表 16 の放射性固体廃棄物の「 <b>保管廃棄場所内</b> 」で移動することができる。 (1)～(2) (略) 10 廃棄物管理課長は、A ウラン濃縮廃棄物室、B ウラン濃縮廃棄物室、C ウラン濃縮廃棄物室、D ウラン濃縮廃棄物室 <b>及び</b> 使用済遠心機保管室「 <b>(使用済み遠心機保管エリアの記載削除)</b> 」にお	○第 44 条第 8 項第 1 号は、事業変更許可・設工認の反映に伴い、使用済み NaF 及び分析沈殿物の保管廃棄場所を変更したものであり、廃棄物の保管管理の変更であることから、本審査基準に該当する。 ○第 44 条第 8 項第 2 号、第 10 項、第 11 項は、C ウラン貯蔵室（使用済み遠心機保管エリア）の撤去に伴い、同エリアに係る規定を削除したものであり、廃棄物の保管管理の変更であることから、本審査基準に該当する。

加工施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文	審査基準への該当説明
	<p>ける放射性固体廃棄物の<b>保管廃棄区画</b>、保管量及び転倒の有無等の保管状況を確認する。</p> <p>なお、ドラム缶等の容器の表面状態について、定期的に見視又はファイバースコープ等にて確認する。</p> <p>11 廃棄物管理課長は、A ウラン濃縮廃棄物室、B ウラン濃縮廃棄物室、C ウラン濃縮廃棄物室、D ウラン濃縮廃棄物室及び使用済遠心機保管室 <b>(使用済み遠心機保管エリアの記載削除)</b> の入口付近に管理上の注意事項を掲示する。</p> <p>また、A ウラン濃縮廃棄物室及びB ウラン濃縮廃棄物室 <b>(使用済み遠心機保管エリアの記載削除)</b> を施錠し、人の接近を防止する。</p> <p>ただし、放射性固体廃棄物が保管廃棄されていない場合は除く。</p> <p><b>別図2 (管理区域図) ※第7号1.</b></p> <p>(スラッジ)</p> <p>第45条 運転管理課長は、管理廃水処理設備の廃水処理に伴い放射性固体廃棄物のスラッジが発生した場合は、汚染の広がりを防止するため難燃性の袋により梱包するとともに、火災防護のため金属製の容器に収納し、廃棄物管理課長に引取りを依頼する。</p> <p>2 廃棄物管理課長は、前項のスラッジを <b>B ウラン濃縮廃棄物室</b> へ搬出するまでの間、次の各号に定める事項を満足することを確認した上で、別図2に定める場所に保管廃棄待ちスラッジ置場を設定し、当該置場で保管する。</p> <p>また、設定に当たっては、あらかじめ設定場所及び当該場所における放射線防護上の措置について、放射線管理課長と協議する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>3～7 (略)</p> <p>8 廃棄物管理課長は、スラッジをドラム缶に封入し、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、第90条に基づく記録と照合できる整理番号を付した上で、<b>B ウラン濃縮廃棄物室</b> へ搬出する。</p> <p>9 (略)</p> <p>10 廃棄物管理課長は、<b>B ウラン濃縮廃棄物室</b> に搬入されたスラッジを保管廃棄する場合は、加工規則第7条の8に規定されている必要な措置を講じ、廃棄前にこれらの実施状況を確認する。</p> <p>なお、保管廃棄したドラム缶は、必要に応じて <b>B ウラン濃縮廃棄物室</b> 内で移動することができる。</p> <p>11 廃棄物管理課長は、<b>B ウラン濃縮廃棄物室</b> におけるスラッジの<b>保管廃棄区画</b>、保管量及び転倒の有無等の保管状況を確認する。</p> <p>なお、ドラム缶の表面状態について、定期的に見視又はファイバースコープ等にて確認する。</p> <p>12 廃棄物管理課長は、<b>B ウラン濃縮廃棄物室</b> の入口付近に管理上の注意事項を掲示するとともに、施錠により人の接近を防止する。</p> <p><b>別図2 (管理区域図) ※第7号1.</b></p>	<p>○第45条第2項、第8項、第10項、第11項、第12項は、事業変更許可・設工認の反映に伴い、スラッジの保管廃棄場所を変更したものであり、廃棄物の保管管理の変更であることから、本審査基準に該当する。</p>



加工施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文	審査基準への該当説明
	第 48 条 (有機溶剤) 第 50 条 (IF <sub>5</sub> ) 第 52 条 (IF <sub>7</sub> ) 第 49 条 (機械油) <u>別図 2 (管理区域図) ※第 7 号 1.</u> <u>別表 16 (放射性廃棄物の保管廃棄能力) (第 43、44、45、48、50、52 条関係) 【省略】</u>	○別表 16 は、事業変更許可・設工認の反映に伴い、以下を変更したものであり、廃棄物の保管管理の変更であることから、本審査基準に該当する。 ・C ウラン貯蔵室 (使用済み遠心機保管エリア) の撤去に伴う同エリアの規定の削除 ・保管廃棄中の使用済み NaF、スラッジ及び分析沈殿物の A ウラン濃縮廃棄物室から B ウラン濃縮廃棄物室に順次移動することを規定
2. 放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の工場又は事業所の外への廃棄 (放射性廃棄物の輸入を含む。) に関する行為の実施体制が定められていること。	放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の工場又は事業所の外への廃棄については、現時点で実施しないため、反映不要	
3. 放射性固体廃棄物の工場又は事業所の外への運搬に関する行為 (工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。) に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお、この事項は、第 9 号及び第 1 1 号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	放射性固体廃棄物の工場又は事業所の外への運搬については、現時点で実施しないため、反映不要	
4. 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	第 47 条 (放射性液体廃棄物) 別表 17 (放射性液体廃棄物の放射性物質濃度の管理目標値) 別表 18 (放射性液体廃棄物の廃水量の管理目標値) 別表 20 (放射性廃棄物の測定項目及び測定頻度)	
5. 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出量管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	<u>第 51 条 (放射性気体廃棄物) ※第 9 号 9.</u> 別表 19 (放射性気体廃棄物の放射性物質濃度の管理目標値) 別表 20 (放射性廃棄物の測定項目及び測定頻度) 別表 21 (放出管理用計測器の種類等)	
6. 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制 (計画、実施、評価等) について定められていること。	<u>第 65 条 (線量当量等の測定) ※第 9 号 9.</u> 別表 27 (管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等の測定) 別図 3 (保全区域及び周辺監視区域図)	
7. ALARA の精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。	第 42 条 (放射性廃棄物管理に係る基本方針) 第 47 条 (放射性液体廃棄物)	

加工施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文	審査基準への該当説明
	第 51 条 (放射性気体廃棄物) ※第 9 号 9.	
加工規則第 8 条第 1 項第 1 3 号 非常の場合に講ずべき処置	—	
1. 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。	<p>第 21 条の 2 (火災発生時の体制の整備) ※第 14 号 1.  別表 4 の 2 (初期消火活動に係る設備等) ※第 14 号 1.  添付 1 (火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準) ※第 14 号 1.  第 21 条の 3 (自然災害等発生時の体制の整備) ※第 14 号 1.  添付 1 (火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準) ※第 14 号 1.  第 21 条の 4 (重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の体制の整備)  添付 2 (重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準) ※第 14 号 1.  第 74 条 (非常時対策組織)  第 75 条 (非常時要員)  第 76 条 (緊急作業従事者)  第 77 条 (非常時用機材の整備)</p> <p>(通信連絡手順の整備)  第 77 条の 2 運営管理課長は、設計基準事故等が発生した場合に用いる通信連絡に係る操作に関する手順並びに所外通信連絡に係る異状時の対応に関する手順を定める。</p> <p>第 78 条 (安全避難通路等)  第 79 条 (通報系統)</p>	○第 77 条の 2 は、当社他施設保安規定との整合を図るため、通信連絡手順の整備を追加したものであり、平常時から緊急時に実施すべき事項の変更であることから、本審査基準に該当する。
2. 緊急時における操作に関する組織内規程類を作成することが定められていること。	<p>第 17 条 (操作上の一般事項)  第 21 条の 2 (火災発生時の体制の整備) ※第 14 号 1.  添付 1 (火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準) ※第 14 号 1.  第 21 条の 3 (自然災害等発生時の体制の整備) ※第 14 号 1.  添付 1 (火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準) ※第 14 号 1.  第 21 条の 4 (重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の体制の整備)  添付 2 (重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準) ※第 14 号 1.  第 77 条 (非常時用機材の整備)  第 77 条の 2 (通信連絡手順の整備) ※第 13 号 1.</p>	
3. 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報することが定められていること。	<p>第 79 条 (通報系統)  第 80 条 (通報)</p>	

加工施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文	審査基準への該当説明
4. 緊急事態の発生をもってその後の措置は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第7条第1項の原子力事業者防災業務計画によることが定められていること。	第74条（非常時対策組織） 第86条（原子力災害対策特別措置法に基づく措置）	
5. 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。	第81条（応急措置） 第82条（救助活動） 第83条（非常時体制の発令） 第84条（非常時対策活動） 第86条（原子力災害対策特別措置法に基づく措置）	
6. 次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。 (1) 緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を加工業者に書面で申し出た者であること。 (2) 緊急作業についての訓練を受けた者であること。 (3) 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業員は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。	第76条（緊急作業従事者） 別表30（緊急作業についての教育） 別表30の2（緊急作業についての訓練） 第61条（線量の評価及び通知）第5項、第6項 別表25（緊急作業期間中における緊急作業従事者の線量限度） 別表26（緊急作業期間中における緊急作業従事者の線量の評価項目及び頻度） 第84条（非常時対策活動）第3項	
7. 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）、緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること。		
8. 事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。	第85条（非常時体制の解除）	
9. 防災訓練の実施頻度について定められていること。	第88条（非常時訓練）	
加工規則第8条第1項第14号 設計想定事象等に係る加工施設の保全に関する措置	—	
1. 許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。 (1) 加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項を含めること。	<u>(火災発生時の体制の整備)</u> <u>第21条の2 運営管理課長は、火災発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む第6条の表1に掲げる文書（「火災防護計画」）を作成し、事業部長の承認を得る。</u> <u>また、本文書は、添付1「火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準」に従い作成する。</u> <u>(1) 火災発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な要員を第75条によ</u>	



加工施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文	審査基準への該当説明
<p>イ 火災 可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関する事。</p>	<p><u>り配置する。</u> また、初期消火活動のために必要な要員を第 75 条により 9 名以上（濃縮・埋設事業所常駐）を配置する。</p>	<p>○第 21 条の 2 第 1 項第 1 号は、事業変更許可・設工認の反映に伴い、初期消火要員を濃縮・埋設事業所常駐に変更するものであり、初期消火の活動に関する要員配置の変更であることから、本審査基準に該当する。</p>
<p>ロ 重大事故等 ① 重大事故等発生時における臨界事故を防止するための対策に関する事。 ② 重大事故等発生時における核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防止するための対策に関する事。</p>	<p><u>(2) 火災発生時における加工施設の保全のための活動を行う要員に対する教育・訓練を第 87 条及び第 88 条により実施する。</u> <u>(3) 火災発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な資機材を配備する。</u> また、初期消火活動のために必要な通報設備として専用回線を使用した通報設備又は衛星電話を中央制御室等に配備するとともに、泡消火剤、別表 4 の 2 に示す化学消防自動車等を配備する。</p>	<p>○第 21 条の 2 第 5 項は、事業変更許可・設工認の反映に伴い、カスケード設備のUF<sub>6</sub>排気回収等の措置の判断者を明確化するものであり、火災発生時の活動の変更であることから、本審査基準に該当する。</p>
<p>ハ 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる加工施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。） ① 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関する事。 ② 大規模損壊発生時における臨界事故の影響を緩和するための対策に関する事。 ③ 大規模損壊発生時における核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の影響を緩和するための対策に関する事。 ④ 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関する事。</p>	<p><u>2 各課長は、前項の文書に基づき、火災発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順書の整備を実施するとともに、火災発生時において加工施設の保全のための活動を行う。</u> また、巡視点検担当課長は、第 16 条に定める巡視点検により火災の早期発見に努める。 <u>3 運営管理課長は、前項の活動の結果を取りまとめ、定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。</u> <u>4 事業部長は、前項の報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</u> <u>5 工場長は、火災の影響により、加工施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性がある」と判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い関係各職位に連絡させるとともに、カスケード設備のUF<sub>6</sub>排気回収等の措置について協議し、必要な措置を講じる。</u></p>	<p>○別表 4 の 2 は、初期消火要員の濃縮・埋設事業所常駐に伴い、要員が使用する化学消防自動車を濃縮・埋設事業所に配備するため、隣接する自社の他の事業所に配備した化学消防自動車を使用する旨の記載を削除したものであり、化学消防自動車の配備に係る変更であることから、本審査基準に該当する。</p>
<p>(2) 必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関する事。特に重大事故等又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、それぞれ毎年 1 回以上定期に実施すること。</p>	<p><u>別表 4 の 2（初期消火活動に係る設備等）（第 21 条の 2 関係）【省略】</u></p>	<p>○添付 1 は、事業変更許可・設工認の反映に伴い、以下を変更したものであり、火災発生時の活動の変更であることから、本審査基準に該当する。</p>
<p>(3) 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ又は化学消防自動車、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。</p>	<p><u>添付 1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）（第 21 条の 2、第 21 条の 3 関係）【省略】</u></p>	<p>・遠隔消火設備の新設に伴い、当該設備の使用方法を手順に定めること</p>
<p>(4) その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p>	<p><u>(自然災害等発生時の体制の整備)</u> <u>第 21 条の 3 運営管理課長は、自然災害等発生時における加工施設の保全のための活動を行うための体制の整備として、次の各号を含む第 6 条の表 1 に掲げる文書（「加工施設 異常事象対</u></p>	<p>○添付 1 は、事業変更許可・設工認の反映に伴い、以下を変更したものであり、火災発生時の活動の変更であることから、本審査基準に該当する。</p>

加工施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文	審査基準への該当説明
	<p>策要領])を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>また、本文書は、添付1「火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準」に従い作成する。</p> <p>(1) 自然災害等発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な要員を第75条により配置する。</p> <p>(2) 自然災害等発生時における加工施設の保全のための活動を行う要員に対する教育・訓練を第87条及び第88条により実施する。</p> <p>(3) 自然災害等発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な資機材を配備する。</p> <p>2 各課長は、前項の文書に基づき、自然災害等発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順書の整備を実施するとともに、自然災害等発生時において加工施設の保全のための活動を行う。</p> <p>3 運営管理課長は、前項の活動の結果を取りまとめ、定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。</p> <p>4 事業部長は、前項の報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p> <p>5 工場長は、自然災害等の影響により、加工施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い関係各職位に連絡させるとともに、カスケード設備のUF<sub>6</sub>排気回収等の措置について協議し、必要な措置を講じる。</p> <p>6 各課長は、自然災害等に係る新たな知見を収集し、必要に応じて手順書等へ反映する。</p> <p>添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）（第21条の2、第21条の3関係） 【省略】</p> <p>第21条の4（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の体制の整備） 添付2（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準）（第21条の4関係）【省略】</p>	<p>を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火災発生時に係る措置として核燃料物質の取扱い操作停止、タンクローリ火災対応を追加</li> </ul> <p>○第21条の3第5項は、事業変更許可・設工認の反映に伴い、カスケード設備のUF<sub>6</sub>排気回収等の措置の判断者を明確化するものであり、自然災害等発生時の活動の変更であることから、本審査基準に該当する。</p> <p>○添付1は、事業変更許可・設工認の反映に伴い、以下を変更したものであり、自然災害等発生時の活動の変更であることから、本審査基準に該当する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・積雪、化学物質の放出、台風等の事象及びその措置を追加</li> <li>・自然災害等発生時に係る措置として核燃料物質の取扱い操作停止措置の追加</li> <li>・竜巻におけるドラム缶等の固縛の措置を追加</li> </ul> <p>○添付2は、事業変更許可・設工認の反映に伴い、以下を変更したものであり、重大事故に至るおそれがある事故</p>

加工施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文	審査基準への該当説明
	第 74 条 (非常時対策組織) 第 75 条 (非常時要員) 第 76 条 (緊急作業従事者) 第 77 条 (非常時用機材の整備) <u>第 77 条の 2 (通信連絡手順の整備) ※第 13 号 1.</u> 第 78 条 (安全避難通路等) 第 79 条 (通報系統) 第 80 条 (通報) 第 81 条 (応急措置) 第 82 条 (救助活動) 第 83 条 (非常時体制の発令) 第 84 条 (非常時対策活動) 第 85 条 (非常時体制の解除) 第 86 条 (原子力災害対策特別措置法に基づく措置)	発生時の活動の変更であることから、本審査基準に該当する。 ・重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な資機材等への屋上放水装置等の追加及び保有数、保管場所の明確化 ・貯水槽の新設に伴い、当該設備を重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な資機材等への追加
加工規則第 8 条第 1 項第 1 5 号 記録及び報告	—	
1. 加工施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。	第 6 条 (品質マネジメントシステム計画) 4.2.4 記録の管理 第 90 条 (記録) 別表 35 (保安に関する記録)	
2. 加工規則第 7 条に定める記録について、その記録の管理に関すること (計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。) が定められていること。		
3. 事業所長及び核燃料取扱主任者に報告すべき事項が定められていること。	第 91 条 (報告)	
4. 特に、加工規則第 9 条の 1 6 各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。	第 91 条 (報告) 第 3 項	
5. 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。	第 91 条 (報告)	
加工規則第 8 条第 1 項第 1 6 号 加工施設の施設管理	—	
1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」(原規規発第 1 9 1 2 2 5 7 号— 7 (令和元年 1 2 月 2 5 日原子力規制委員会決定) を参考として定められていること。	第 36 条 (施設管理計画) 第 37 条 (設計管理) 第 38 条 (作業管理) 第 39 条 (使用前事業者検査の実施) 第 40 条 (定期事業者検査の実施)	

加工施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文	審査基準への該当説明
	第16条（巡視点検） <u>別表3（巡視点検を行う設備等）※第6号5.</u>	
2. 加工施設の経年劣化に係る技術的な評価に関することについては、「加工施設及び再処理施設の高経年化対策に関する基本的考え方」（平成20・05・14 原院第2号（平成20年5月19日原子力安全・保安院制定））等を参考とし、加工規則第7条の4の2に規定された加工施設の経年劣化に関する技術的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的実施することが定められていること。	第41条（加工施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針） 添付3（長期施設管理方針）	
3. 事業を開始した日以後20年を経過した加工施設については、長期施設管理方針が定められていること。		
4. 加工規則第8条第1項第16号に掲げる加工施設の施設管理に関することを変更しようとする場合（加工規則第7条の4の2第1項若しくは第2項の規定により長期施設管理方針を策定し、又は同条第3項の規定により長期施設管理方針を変更しようとする場合に限る。）は、申請書に加工規則第7条の4の2第1項若しくは第2項の評価の結果又は第3項の見直しの結果を記載した書類（以下「技術評価書」という。）が添付されていること。		
5. 長期施設管理方針及び技術評価書の内容は、「加工施設及び再処理施設の高経年化対策に関する基本的考え方」等を参考として記載されていること。		
6. 使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定められていること。 なお、許可を受けたところにより、重大事故等が発生しないと評価された場合においては、品質管理基準規則第48条第5項及び品質管理基準規則解釈第48条2の規定に基づき、当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検に関与していない要員に検査を実施させる体制でもよい。	第39条（使用前事業者検査の実施） 第40条（定期事業者検査の実施） 第6条（品質マネジメントシステム計画）8.2.4 機器等の検査等	
加工規則第8条第1項第17号 技術情報の共有	—	
1. メーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報を事業者の情報共有の場を活用し、他の加工事業者と共有し、自らの加工施設の保安を向上させるための措置が定められていること。	第6条（品質マネジメントシステム計画）7.4.1 調達プロセス 第36条（施設管理計画）13 情報共有	
加工規則第8条第1項第18号 不適合発生時の情報の公開	—	
1. 加工施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が定められていること。	第6条（品質マネジメントシステム計画）8.3 不適合の管理	

加工施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文	審査基準への該当説明
2. 情報の公開に関し、原子力施設情報公開ライブラリーへの登録等に必要事項が定められていること。	第6条（品質マネジメントシステム計画）8.3 不適合の管理	
加工規則第8条第1項第19号 その他必要な事項	—	
1. 日常のQMSに係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、加工施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。	第1条（目的） 第2条（適用範囲） 第5条（事業者対応方針等の履行） 第89条（加工施設の定期的な評価）	
2. 保安規定を定める「目的」が、核燃料物質による災害の防止を図るものとして定められていること。	第1条（目的）	